

妊産婦の糖尿病治療等に係る保険適用の明確化

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

提案事項

- ① 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料 1（妊娠中に算定可）と比較してあまり認知されていない在宅妊娠糖尿病管理料 2（産後12週間まで算定可）の周知徹底を図ってほしい
- ② 妊娠糖尿病妊婦の産後12週以降のケアに関わる検査（糖負荷試験等）が指導管理料外の時期に該当し、毎回の詳記要求や算定不可等の事象が生じている医療機関（診療所、総合病院、大学病院）があるとの報告を踏まえ、自治体を問わずに統一的に対応・周知してほしい

提案への対応について①

提案事項

- ① 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料 1（妊娠中に算定可）と比較してあまり認知されていない在宅妊娠糖尿病管理料 2（産後12週間まで算定可）の周知徹底を図ってほしい

対応方針

疑義解釈通知にて地方厚生（支）局等へ周知する。 ※下図はイメージ

事務連絡
令和5年〇月 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その●）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第54号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日保医発 0304 第1号）等により、令和4年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

（別添1）

医科診療報酬点数表関係

【在宅妊娠糖尿病患者指導管理料】

問○ 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料は、具体的にどのような場合に算定が可能か。

（答）それぞれ以下の場合に算定可能。

- ① 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料については、妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）であって入院中の患者以外の患者に対して、周産期における合併症の軽減のために適切な指導管理を行った場合に算定する。
- ② 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料2については、1を算定した入院中の患者以外の患者に対して、分娩後も継続して血糖管理のために適切な指導管理を行った場合に、当該分娩後12週の間、1回に限り算定する。

提案への対応について②

提案事項

- ② 妊娠糖尿病妊婦の産後12週以降のケアに関わる検査（糖負荷試験等）が指導管理料外の時期に該当し、毎回の詳記要求や算定不可等の事象が生じている医療機関（診療所、総合病院、大学病院）があるとの報告を踏まえ、自治体を問わずに統一的に対応・周知してほしい

対応方針

本提案については、引き続き提案者と調整を行うこととする。